



さやま

発行者
佐山駐在所
中村 浩
山口南警察署
Tel 083-972-0110

高齢者の交通事故防止県民運動

実施期間 令和8年11月9日（月）から11月15日（日）までの間

運転者は、「思いやり」と「ゆすり合い」の心を持った運転に努めましょう。

歩行者は、道路横断時、手上げ横断「渡ります」の合図を行うなど、安全行動を実践し、自らの安全を守りましょう。

早朝・夜間に外出する場合には、明るい色の目立つ服装、反射材を利用するなど、運転者からよく見えるよう家族ぐるみで配慮しましょう。

出かける前に心掛けよう

☑ 明るい色の服装にする



目立つ色 ← → 目立たない色

☑ 反射材を活用する



道路を渡るときは

☑ 自分の姿が見えやすい

明るい場所から横断する

☑ 車の流れが完全に途切れてから横断する



指名手配被疑者の検挙にご協力を！

令和8年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、約660人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、県民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。



緊急の際は迷わず110番通報を！ 裏面もご覧ください。

児童虐待から子供を守ろう

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待は、保護者からの虐待により、児童がその心身に深刻な傷を負ってしまう重大な問題です。

警察では、児童虐待の未然防止や被害児童の早期発見、保護に努めていますので、「虐待かもしれない」と思った場合は、迷わず相談・通報してください。



○ 児童虐待とは

- ・ 身体的虐待 ～殴る、蹴る、激しく揺さぶる等
- ・ 性的虐待 ～性的行為の強要、児童ポルノの被写体にする等
- ・ 怠慢・拒否（ネグレクト）
～家に閉じ込める、食事を与えない、長時間の車内放置等
- ・ 心理的虐待 ～言葉による脅し、児童の面前で他の家族に暴力を振るう等

○ 「虐待かもしれない」と思ったら迷わず相談・通報を

- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」
- ・ 山口南警察署、佐山駐在所
- ・ 緊急の場合は迷わず「110番」通報を！



子供の性被害撲滅

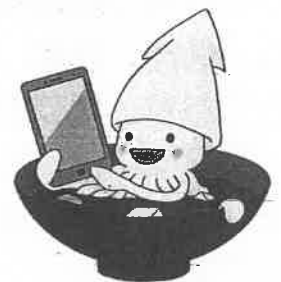
県内では、インターネットの利用に起因して小・中・高校生などが児童買春や児童ポルノなどの性犯罪被害に遭う事案が発生しています。

インターネット利用時の犯罪被害防止のため、次のことに気を付けましょう。

【児童・生徒の皆様へ】

インターネットを使うときの合言葉「いかのおみそしる」を守って、正しく安全に利用しましょう。

- 「い」 SNSで知り合った人に会いに行かない
- 「か」 悪口や人を傷付けることを書き込まない
- 「の」 名前や住所など個人情報を載せない
- 「お」 裸や下着姿の写真、動画を送らない、送らせない
- 「み」 有害サイトや怪しいサイトを見ない
- 「そ」 困った時は早めに相談する
- 「し」 ネットの危険を知る
- 「る」 ルールを守って正しく使う



【保護者の方へ】

- フィルタリングサービスを活用しましょう。
- お子様に対し、スマートフォンを使用する際の危険性を教えましょう。
- 「家庭のルール」を作るなど、お子様とコミュニケーションを図りましょう。